

令和5年度末 経過措置終了！

2024年【BCP等の策定】が 全ての介護・障害福祉事業者に義務化されます！！



令和3年度介護報酬改定の概要 (出典: 厚生労働省) (※3年の経過措置期間を設ける)

令和3年度報酬改定事項の経過措置が終了します

- BCP (事業継続)・感染症対策・高齢者虐待防止 ➡ マニュアル化！！
- 研修と訓練の実施！！

BCP (Business Continuity Plan) とは、日本語では「事業継続計画」。地震や風水害などの甚大な災害をもたらす緊急事態においても、業務が継続出来るようにするための具体的な行動計画のことを指します。BCP策定の目的は「生命を守る」「継続したサービスを提供する」ことです。



お申込み
お問合せ ⇒

 **カラビナ行政書士事務所**
行政書士 伊藤哲哉

〒606-0847 京都市左京区下鴨南野々神町2番地6
KITAYAMA CROSSPOINT 2F

TEL075-706-7772 FAX075-706-7774 MAIL: info@ti-office.jp



BCPなどの策定はお済ですか？

作成についてお悩みはございませんか？

★忙しくて策定に取り掛かれない ★何から取り組めばいいかわからない ★防災用品や職員研修は？



マニュアル策定は経験豊富な当事務所にお任せください

BCP 等未策定の事業者様向けにリスクを洗い出し計画を一から策定します

実効性を高めるためのポイントを事例も交えてわかりやすくお伝えします

策定後は、職員の皆さまへの研修・訓練にも対応いたします

料金プラン

※策定料金は事業所規模・必要なマニュアルなどご相談に応じます。

BCP・感染症・高齢者虐待防止マニュアルの3点セット

法改正に伴う変更点などの見直しにも対応したサポート(面談・電話・メール・ZOOM)

マニュアル策定後の職員研修や防災訓練・防災グッズのご提案を含みます(複数事業所 応相談)

税込み330,000 円~/1事業所

経過措置終了 Q&A

Q もしも 2024 年 3 月末の経過措置期間までに BCP 等を策定していなかったらどうなるのですか？

A 行政上の指導を受ける可能性があります。

Q 行政への報告や運営指導で BCP の有無をチェックするのですか？

A 2022 年 3 月に厚生労働省の作成した「介護保険施設等運営指導マニュアル」では、下記の点が書類で確認する事となっています。

- ① BCP 等のマニュアルが策定されている事
- ② 職員への研修・訓練が行われた記録が残されている事

お申込み
お問合せ



カラビナ行政書士事務所

行政書士 伊藤哲哉

〒606-0847 京都市左京区下鴨南野々神町 2 番地 6
KITAYAMA CROSSPOINT 2F

TEL075-706-7772 FAX075-706-7774 MAIL:info@ti-office.jp



令和5年度末で経過措置を終了する 介護報酬の改定事項について

令和3年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省HP） ▶▶▶



令和3年度介護報酬改定において、以下に掲げる7つの改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定です。

当該経過措置の終了まで約6ヶ月となっておりますので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

2 業務継続に向けた取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。

1 感染症対策の強化

対象：全サービス

○感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容を義務化。

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施。
- ・その他サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

2 業務継続に向けた取組の強化

対象：全サービス

○感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容を義務化。

- ・業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

対象：全サービス

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から以下の内容を義務化。

- ・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

4 高齢者虐待防止の推進

対象：全サービス

○利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の内容を義務化。

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

対象：施設系サービス

○口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から以下の内容を義務化。

- ・口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

対象：施設系サービス

○栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から以下の内容を見直し。

- ・「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを運営基準に規定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

対象：訪問リハビリテーション

○訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価を行う診療未実施減算について、事業所の医師の関与を進める観点から以下の内容を見直し。

- ・事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。